

2025年2月10日開催 海外食品安全規制セミナーQ&A

	講師への質問	回答欄
1	<p>JFS規格Cで求められる海外アレルギーへの対応についてはどの程度のレベルまで対応が必要でしょうか？（商品への表示はもちろん必須だと思いますが、工場での管理も対応が必要でしょうか？）自社では原料数も多いことから、海外向け商品に使用している各原料については、原料規格書の原料詳細情報（起源原料レベルまで）をもとに自社で海外アレルギーの有無を判断し、商品に表示しています。また、工場内では海外アレルギーの管理は工数の大幅な増加になるため管理していませんが、管理すべきなのでしょうか？また、もし管理しているのであればコンタミネーションするリスクがあると考え、コンタミの注意喚起を記載すべきでしょうか？</p>	<p>アレルギーについて、正しい表示をする為には、工場における管理（交差接触防止等）も必要です。</p> <p>輸出先の国において、コンタミネーションの注意喚起表示有無については、義務付けられているものでない限り、リスクを考慮して検討頂くものになると考えられます。</p>
2	<p>規格間の差分が示されてわかりやすかった。JFS各規格間の差分に関して定期的な見直しは行おうでしょうか。</p>	<p>GFSIのBRが改訂されましたので、それに合わせてC規格を改定予定ですが、各規格の改訂が発生すると、差分に関しても変更になります。</p>